

**差押命令送達前に発生した電子記録債権の支払いによる原因債権消滅の対抗と民事執行法 160 条による弁済効**

【文献種別】 決定／最高裁判所第三小法廷

【裁判年月日】 令和5年3月29日

【事件番号】 令和4年（許）第13号

【事件名】 債権差押命令に対する執行抗告棄却決定に対する許可抗告事件

【裁判結果】 原決定破棄、差戻し

【参照法令】 民事執行法 160 条

【掲載誌】 裁時 1812 号 1 頁、裁判所ウェブサイト

◆ LEX/DB 文献番号 25572788

熊本大学准教授 池邊摩依

**事実の概要**

1 X（相手方）は、令和3年11月15日、仮執行宣言付判決（以下、「本件判決」）を債務名義として、Y（抗告人）のZ（第三債務者）に対する売掛債権について差押命令および転付命令（以下、それぞれ「前件差押命令」、「前件転付命令」、両者を併せて「前件転付命令等」と呼ぶ）を得た。前件転付命令等は、同月18日、Zに、同月25日に、Yに、それぞれ送達され、その後、確定した。

Zは、前件差押命令の送達を受ける前に、Yとの間で、前件転付命令に係る売掛債権のうち合計1463万円余の債権（以下、「本件被転付債権」）について、その支払いのために電子記録債権（以下、「本件電子記録債権」）を発生させており、前件差押命令の送達後に、Yに対して本件電子記録債権の支払い（以下、「本件支払い」）をした。

2 Xは、令和4年1月31日、本件判決を債務名義として、Yの有する複数の売掛金債権について差押命令を得た（原々審・福岡地裁〔公刊物未登載、LEX/DB25595243、以下、「本件差押命令」〕）。本件差押命令の執行債権には、前件転付命令の執行債権が含まれており、本件被転付債権の額が控除されていなかった。

そこで、Yは、前件転付命令の執行債権は、本件被転付債権の券面額で弁済されたものとみなされ（民事執行法〔以下、条文番号のみ記す〕160条）、その大部分が消滅しており、本件差押命令は、146条2項が禁止する超過差押えに当たると主張して、本件差押命令の取消しを求めて、執行抗告

をした。

3 原審（公刊物未登載、LEX/DB25595242）は、差押えに係る金銭債権が、その支払いのために発生した電子記録債権の支払いにより消滅し、第三債務者がこれを差押債権者に対抗することができるときは、差押えに係る金銭債権について発せられた転付命令により執行債権および執行費用が弁済されたものとみなされることはない、との見解に立った。

これを基礎に、原審は、本件において、Zは、本件転付債権についての差押命令の送達を受ける前にYとの間で、その支払いのために本件電子記録債権を発生させたものであり、前件転付命令等の送達を受けた後に本件支払いをしたとしても、本件支払いにより本件被転付債権が消滅したことを、差押債権者であるXに対抗することができる以上、前件転付命令の執行債権は弁済されたものとみなされることはない、と判断し、執行抗告を棄却した。

Yが許可抗告。

**決定の要旨**

原決定破棄、差戻し。

「第三債務者が差押命令の送達を受ける前に債務者との間で差押えに係る金銭債権の支払のために電子記録債権を発生させた場合には、上記送達後にその電子記録債権が支払われたとしても、上記差押えに係る金銭債権は消滅し、第三債務者はその消滅を差押債権者に対抗することができる

と解される（最高裁昭和46年（オ）第521号同49年10月24日第一小法廷判決・民集28巻7号1504頁参照）。

もっとも、転付命令が効力を生じた場合、執行債権及び執行費用は、転付命令に係る金銭債権が存する限り、差押債権者がその現実の満足を受けられなくても、その券面額で転付命令が第三債務者に送達された時に弁済されたものとみなされる（民事執行法160条）。上記差押えに係る金銭債権について転付命令が発せられ、これが第三債務者に送達された後に、第三債務者が上記電子記録債権の支払をした場合には、上記転付命令に係る金銭債権は上記の弁済の効果が生ずる時点で存在していたのであるから、上記の弁済の効果が妨げられる理由はないというべきである（その場合、差押債権者は、債務者に対し、債務者が支払を受けた上記電子記録債権の額についての不当利得返還請求等を行うことができることは別論である。）。

したがって、第三債務者が差押命令の送達を受ける前に債務者との間で差押えに係る金銭債権の支払のために電子記録債権を発生させた場合において、上記差押えに係る金銭債権について発せられた転付命令が第三債務者に送達された後に上記電子記録債権の支払がされたときは、上記支払によって民事執行法160条による上記転付命令の執行債権及び執行費用の弁済の効果が妨げられることはないというべきである。」

## 判例の解説

### 一 電子記録債権執行

1 「電子記録債権」とは、電子記録債権法（以下、「電債」）の定義によれば、発生または譲渡に電子記録を要件とする金銭債権であり（電債2条1項）、電子債権記録機関が調製する「記録原簿」（同2条3項）への発生記録により発生し（同15条、16条）、譲渡記録によって譲渡の効力が生じる（同17条）。発生や譲渡に、当事者の意思表示に加えて、発生記録や譲渡記録を要する点に特徴がある一方で、原因関係上の債権とは別個の債権であって、善意取得（同19条）、人的抗弁の切断（同20条）、支払免責（同21条等）が認められる点で約束手形に類する<sup>1)</sup>。

2 電子記録債権の執行手続は、債権執行の手

続を基本としつつ（民事執行規則〔以下、「規則」〕150条の15が広く債権執行手続を準用している）、電子記録債権の特殊性に鑑みて、強制処分等の処分の制限がなされたときは電子記録を行うこととしたり（電債49条1項）、規則150条の9ないし16に特則が置かれたりするなどの整備がされている<sup>2)</sup>。

電子記録債権の換価にも、債権執行の場合と同様（規則150条の15）、取立て（155条）の他、転付命令（159条）、譲渡命令・売却命令（規則150条の14第1項）といった制度を用いる。このうち、転付命令の制度は、執行債権と被差押債権が共に金銭債権である場合に、被差押債権を債権者に移転させ、その券面額での執行債権消滅の効果を生じさせて（160条）、執行手続を終了させる制度であり、第三債務者に資力があれば平等主義の例外として差押債権者に独占的満足をもたらす反面、他の債権者が当該差押債権を差し押さえたり配当要求をしたりした場合には転付命令の効果は生じず（159条3項）、また、第三債務者の無資力の危険は差押債権者が負担することになる<sup>3)</sup>。

電子記録債権の場合も、転付命令の発令要件や効力等は、金銭債権におけるのと同様である（規則150条の15）。すなわち、転付命令は確定により効力を生じ（159条5項）、転付命令が効力を生じた場合には、差押債権者の債権および執行費用は、転付命令に係る電子記録債権が存する限り、その券面額で、転付命令が第三債務者に送達されたときに弁済されたものとみなされる（160条）。

### 二 問題の所在と先例

1 本事案では、差押命令および転付命令が第三債務者に送達される前に、第三債務者が被転付債権について債務者との間で電子記録債権を発生させており、送達後にその支払いがなされたことから（時系列：電子記録債権発生→送達→支払い）、まず、①支払いによる原因債権の消滅が、執行債権者に対抗することができるか否かが問題となる。次に、②対抗できると解した場合、160条が適用され、転付命令により執行債権および執行費用が被転付債権の券面額で、転付命令が第三債務者に送達されたときに弁済されたものとみなされるか否かが問題となる。最後に、③160条が適用されると解する場合には、満足を受けられない差押債権者への補償が問題となりうる。

2 ①について、本決定も引用している最決昭49・10・24(民集28巻7号1504頁、判時760号55頁、判タ315号221頁〔以下、「最決昭49年」])が、電子記録債権ではなく小切手の事案であるが、リーディングケースとなっている。

最決昭49年の基礎となった事案は、次のようなものである。

Xは、昭和43年、Aに対する強制執行を保全するため、AのY(第三債務者)に対する工事代金債権に対し仮差押命令を得、これが同年9月8日、Yに送達された。しかし、Yは、送達前日の同月7日、Aの代理受領権者Bに対し、右工事代金支払いのため代金相当額の切手を振り出し、交付していた。Bが右切手を提示してその支払いを受けたのは、同月20日である(Xが、その後得た転付命令により本件工事代金債権を取得したと主張して、Yに対して工事代金の支払いを求めた)。

ここでも、切手の振り出し→仮差押命令の送達→支払い(→転付命令の送達)という時系列から、仮差押命令の送達前に振り出し・交付されていた切手が、送達後に支払われた場合に、原因債権の消滅を差押債権者に対抗できるかが問題となった。

最決昭49年は、差押命令の送達を受ける前に、仮差押えの目的である工事代金支払いのために代金相当額の切手を振り出し交付した場合には、同切手の支払いが差押命令の送達後になされたとしても、これに対しては同差押命令の効力は及ばず、Yは、同切手の支払いによってその原因債権である工事代金債権が消滅したことをXに対抗することができるかと判示した(上で、結果として、支払い後に送達された転付命令は効力を生じないと結論した)。

3 これと並んで、約束手形の裁判例として、東京地判昭36・10・30(下民集12巻10号2610頁)、東京地判昭42・3・30(判時490号60頁)、広島地判昭44・12・26(判時591号87頁)等がある。いずれも、手形金の支払いによって原因債権が消滅するものと解し、これを差押債権者に対抗できるものと解した<sup>4)</sup>。

### 三 本決定の意義

1 小切手や約束手形の振り出し・交付後、支払いまでに間があるのと同様、電子記録債権も、発生後、支払いまでに間があるのが通常だから、この間に原因債権への差押命令が送達された場合

に、電子記録債権の支払いによる原因債権の消滅を差押債権者に対抗できるか否かが問題となる。この点について、本決定は、上に見た小切手や約束手形の先例に倣いつつ<sup>5)</sup>、電子記録債権についてはじめて、①差押命令の送達を受ける前に電子記録債権を発生させていた場合には、その支払いが送達後であっても、支払いによる原因債権の消滅を差押債権者に対抗できると判示した。

2 続いて、原因債権の消滅が差押債権者に対抗できると解する場合にも、160条の弁済効が生じるかどうか問題となる。なぜなら、転付命令が効力を生じた場合に、被転付債権が存在する限り、その券面額で、転付命令が第三債務者に送達されたときに、執行債権および執行費用が弁済されたものとみなす旨規定する160条が適用されれば、差押債権者は、第三債務者の電子記録債権支払いによる原因債権の消滅に対抗され、実際には満足を受けられない(①)にもかかわらず、転付命令により執行債権が弁済されたことにされてしまうからである。

原審が、被転付債権が消滅したことを差押債権者に対抗することができる以上、転付命令の執行債権は弁済されたものとみなされることはない、と解したのは、この点を重く見てのことと解される。

この点について、これまで最高裁の判断が示されていなかったところ、本決定は、160条について、「差押債権者がその現実の満足を受けられなくても、その券面額で転付命令が第三債務者に送達された時に弁済されたものとみなされる」と解し、②第三債務者が転付命令の送達を受けた後に被転付債権について発生させていた電子記録債権の支払いをした場合、被転付債権は160条の弁済の効果が生じる時点で存在していた以上、弁済の効果が妨げられる理由はない、と判示した。

3 以上に加えて、本決定のように、原因債権消滅は対抗でき、かつ、160条により執行債権は弁済されたものと解する場合、現実の満足を受けられないにもかかわらず、執行債権が弁済されたものとみなされることになる差押債権者への補償が問題となりうる。この点について、本決定は、③差押債権者は、債務者に対して、債務者が支払いを受けた電子記録債権の額について、不当利得返還請求をすることができる<sup>6)</sup>と示唆した。

#### 四 本決定の課題

1 本決定が、上述の①ないし③の論点について示した一連の判断のうち、①対抗関係について、小切手や約束手形の先例に従った判断を示し、同一の理論が電子記録債権にも適用できる旨判示した点は、電子記録債権の性質が約束手形に類することから支持できる。

2 これに対して、②および③については、検討の余地があるように思われる。

本決定が、原審と比較して、被転付債権に係る金銭債権が存する限り、との160条の文言に忠実な解釈を採ったこと自体に問題は無い。しかし、差押債権者が債務者に不当利得返還請求ができることで、160条適用の結果生ずる不合理の補償に充分といえるかどうかは疑わしい。なぜなら、差押債権者は、債務名義を得て、強制執行をかけるという少なからぬ労力を払いながら、転付命令の送達前に債務者が原因債権について電子記録債権を発生させていた場合には、そのことのみによって、現実の満足を受けられない上に弁済効は生じることとなり（単なる空振りで済まない）、再び提訴負担を負わされるからである。

したがって、本決定の判断は、転付命令の制度を、差押債権者にとって非常にリスクの高いものに変容させてしまう可能性がある。電子記録債権が発生させられているかどうか、外からでは確かめようがない現状では、リスク回避の現実的な方法が見当たらないし、不当利得返還請求がどれほど有効かという問題もある。この点、160条の実質的な解釈を採った原審の危惧は、故なきものではないといえるだろう。

3 この問題は、本事案によって明るみに出たものの、決して電子記録債権に固有の局所的な問題ではない。小切手や約束手形についても同様に生じる、従来、潜在的に存在した構造上の問題であり、本決定の射程も、小切手や約束手形の事案に及ぶと考えられる。

問題の核心は、送達の時点で原因債権が存在していた以上（本決定は、送達時点での債権の存在を160条の弁済効の発生に決定的と解した）、これが後から消滅し、その消滅を対抗されるにもかかわらず、弁済の効果が生じる、という不整合である。

前提として、第三債務者は、たとえ差押命令の送達を受けても、それ以前に小切手や約束手形を振り出し交付したり、電子記録債権を発生させた

りしていた場合、送達後にこれを支払うことができる。これは、小切手、約束手形や電子記録債権が原因債権とは別個の債権であることから、当然の帰結である。

さて、その結果として原因債権が消滅したことは、判例（本決定および先例）により、執行債権者に対抗できることとされている。したがって——原因債権は、送達後の支払いにより、その時点で消滅するのだが——執行債権者から見れば、送達の時点で被転付債権が消滅していたのと同じ結果になる。ところが、他方で、本決定は、160条の弁済効については、送達時、原因債権が存在していたと見る——事実、原因債権は、送達後の支払いにより、その時点で消滅するので、まだ存在していた——ため、不整合が生じる。

これに対して、原審は、原因債権の消滅を対抗できる以上、弁済効は生じないという160条の実質的な解釈により、調整を図ったと評価できる。

4 本決定は、制度上、電子記録債権を転付命令に優先させる価値評価を示した。本決定の判断は、対抗関係をめぐる先例の延長線上に位置づけることができるものの、同時に、本決定の基礎となった事案によって、判例による一連の判断の結果として構造上生じる不整合が先鋭に示されたことから、再検討の余地も示唆されているように思われる。

#### ●——注

- 1) 中野貞一郎＝下村正明『民事執行法〔改訂版〕』（青林書院、2021年）795頁、始関正光＝高橋康文編著『一問一答電子記録債権法』（商事法務、2008年）1頁、8～9頁。
- 2) 中野＝下村・前掲注1）795頁以下、伊藤眞＝園尾隆司編代『条解民事執行法〔第2版〕』（弘文堂、2022年）1499頁以下〔杉山悦子〕、岩井一真＝武智舞子「電子記録債権法の施行に伴う民事執行規則及び民事保全規則の一部改正の概要（電子記録債権に関する強制執行等の手続の概要）」金法1874号（2009年）4頁以下、森倫洋「電子記録債権に対する民事執行手続——でんさいネットを念頭に」伊藤眞＝道垣内弘人＝山本和彦『担保・執行・倒産の現在——事例への実務対応』（有斐閣、2014年）157頁以下、159頁。
- 3) 伊藤＝園尾・前掲注2）1417頁〔下村眞美〕。
- 4) 齋藤次郎・最判解民事篇昭和49年度257頁以下、260～261頁参照。
- 5) 本決定は、小切手や約束手形と電子記録債権の法的性質に立ち入ることなく、直接、最決昭49年を引用する。